

…「無利子・無担保融資制度」「雇用調整助成金」等支援策の相談に対応します…

新型コロナウイルス感染症による影響対策 【特別融資制度・各種助成金に関する事業者向け相談会】

村松商工会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業活動に影響が生じている事業者の方を対象に、現在国が公表している支援施策に対応した個別相談会を開催します。

資金繰りに支障をきたしている方は(株)日本政策金融公庫新潟支店の職員による「個別金融相談会」、事業活動の縮小により休業を余儀なくされた場合や小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得に対する助成金申請をご検討の方は社会保険労務士による「個別労務相談会」と、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている状況に合わせて相談に応じますので、ぜひご利用ください。

<個別金融相談会>

日本政策金融公庫による「新型コロナウイルス感染症特別貸付(無利子・無担保融資)」について

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化(最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少)をきたしている方

【資金用途】運転資金、設備資金

【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内
(うち据置5年以内)

【融資限度額(別枠)】限度額6000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%
4年目以降基準金利

【基準金利】1.36%(当初3年0.46%)
(利下げ限度額:3000万円)

※上記金利に特別利子補給制度を併用することで実質的に無利子となります。

応対者:(株)日本政策金融公庫 新潟支店
国民生活事業 融資担当者

<個別労務相談会>

「雇用調整助成金」や「保護者の休暇取得に対する助成金」をはじめとした支援策について

◆雇用調整助成金…事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【助成内容】○助成率:中小企業2/3、大企業1/2
○支給限度日数:1年間で100日(3年間で150日)

◆保護者の休暇取得に伴う助成金…新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を実施した小学校等に通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、正規・非正規問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給休暇を取得させた事業主が対象となります。

【支給額】休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※支給額は8,330円を日額上限とします。

【適用日】令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

応対者:新潟働き方改革推進支援センター
専門家(社会保険労務士)

◆日時:令和2年4月22日(水) 13:00~17:00(1社あたり60分程度)

※必ず事前予約をお願いします。(先着順により相談の時間帯を調整させていただきます。申込状況によりお受けできない場合はご了承ください。)

◆会場:村松商工会館 相談室(五泉市村松乙245)



【お申込み先】村松商工会 TEL:0250-58-2201 FAX:0250-58-8409

E-mail:muramatsu2201@shinsyoren.or.jp URL:http://www.muramatu-net.or.jp



4/22開催 新型コロナウイルス感染症影響対策個別相談会 申込書

事業所名		電話番号	
住所		FAX	
申込	<input type="checkbox"/> 金融相談会 <input type="checkbox"/> 労務相談会		※ご希望の相談会に○印をつけてください。